

輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に
関する規則の一部を改正する省令要旨

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)、
「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)等に基づき、税関に提出する様式について、申請者の押印を不要とするため、規定の整備を行うこととする。
- 2 この省令は、令和3年1月1日から施行することとする。